

会員之証取扱等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「本会」という。）の定款第 6 条に基づき、本会の正会員となった者に貸与する本会の会員之証（以下「会員之証」という。）の制式及び取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(会員之証の意義)

第 2 条 この規程で定める会員之証とは、本会の正会員であることを証明する証票をいう。

(会員之証の制式)

第 3 条 会員之証の制式は、A 4 版縦長の厚さ 1 3 5 K の上質紙の右上部に認定番号と中央上部に当協会のロゴマークを配し、その下部に会員之証の文字を表示する。図の中央に会員会社名と、上記は一般社団法人大阪府警備業協会会員及び一般社団法人全国警備業協会加盟員であることを証しますの文字を記入し、その下部に発行日と当協会の名称及び会長名の文字を表示した意匠とする。（制式図別掲）

(会員之証の貸与)

第 4 条 会員之証は、本会の正会員として入会したときに、貸与するものとする。
2 会員之証を貸与した場合は、受領書（別記様式第 1 号）を徴するものとする。

(掲示及び管理)

第 5 条 貸与された会員之証は、正会員の主たる営業所の見やすい場所に掲示し、自らの責任において管理するものとする。
2 正会員は、必要により貸与された会員之証の写しを、他の営業所等に掲示することができるものとする。

(再交付)

第 6 条 貸与された会員之証を亡失し、又は毀損等した場合は、速やかに会長（事務局）に届け出るとともに、会員之証再交付申請書（別記様式第 2 号）により交付を受けるものとする。

(返納)

第 7 条 正会員が退会等により正会員でなくなった場合は、速やかに貸与された会員之証を会長（事務局）に返納するものとし、返納すべき会員之証を亡失し、又は毀損した場合は、申立書（別記様式第 3 号）を提出するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の改正前に貸与した直近の会員之証は、第4条第1項に規定する会員之証とみなす。